

2025年5月14日
日本公認会計士協会
会長 茂木 哲也

会員の懲戒処分について

登録上場会社等監査人である会員に対して、2025年5月14日付けで日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第67条第1項の規定に基づく懲戒処分を行ったことから、同第70条第2項第3号の規定により、下記のとおり公表する。

記

1. 関係会員の氏名等

- (1) ひびき監査法人
- (2) Y1会員～Y5会員

2. 懲戒処分の種別

- (1) ひびき監査法人

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止1か月（2025年5月14日から2025年6月13日まで）

- (2) Y1会員～Y5会員

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止1か月（2025年5月14日から2025年6月13日まで）

3. 懲戒処分の理由

ひびき監査法人は、2022年9月2日の公認会計士・監査審査会の検査実施通知日以降、当該検査で検証対象とした全ての個別監査業務について、当該監査業務に係る業務執行社員又は監査補助者が事後的に作成した監査調書を監査ファイルに差し込むなどした上で、その旨を秘したまま、検査官に当該監査ファイルを提出したことから、監査基準委員会報告書230「監査調書」第13項及び第15項、旧・品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2019年2月27日改正）第44項及び第45項、旧・倫理規則（2019年7月改正、2020年4月1日適用）第5条第2項及び第8条各項並びに会則第53条に違反し、会則第67条（会員及び準会員の懲戒）第1項第10号に該当すると認められるため。

4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2025年5月14日

以上

※「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。

（根拠規定）

日本公認会計士協会会則（第2編 公認会計士に係る諸制度—第2章 品位保持）

第4節 懲戒

（会員及び準会員の懲戒）

第67条 会長は、会員及び準会員の綱紀を保持肅正するため、次の各号のいずれかに該当する会員及び準会員に対し、懲戒処分をすることができる。

（1）～（9）（省略）

（10）前各号に掲げるもののほか、会員及び準会員が会則又は規則に違反したとき。

2 懲戒処分は次の5種とし、第1号から第4号までを主たる懲戒処分とし、第5号を付加する懲戒処分とする。

（1）戒告

（2）会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止（以下「会員権停止」という。）※

（3）除名

（4）本会からの退会の勧告（以下「退会勧告」という。）

（5）金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求（以下「行政処分請求」という。）

3 会員権停止により停止される権利は、次のとおりとする。※

（1）総会に出席して表決する権利

（2）役員を選挙権及び被選挙権

（3）会長に意見具申し、又は建言する権利

（4）本会の会議に出席する権利

4～8（省略）

（懲戒処分等の公示及び公表）

第70条 会長は、懲戒処分をしたとき（前条第3項の規定により重ねて会員権停止の懲戒処分をしたときは、処分決定の通知をしたとき）は、その旨を会報及び会員専用ウェブサイト（本会ウェブサイトのうち、会員及び準会員のみが閲覧することができる部分をいう。）に掲載することにより公示する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による公示に加えて、懲戒処分をした旨を本会ウェブサイトに掲載することにより公表する。

（1）懲戒処分の種別が退会勧告である場合

（2）懲戒処分の種別が会員権停止（6か月以上のものに限る。）であって、次のいずれかに該当する場合

ア 行政処分請求が付加された場合

イ 懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合

（3）懲戒処分を受けた会員が、登録上場会社等監査人である場合

3～5（省略）